

◎新潟県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年2月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市京岡新田字大倉原476の1、477の1、478、480の1、481の1、482の2、482の3、484の1、485の1、486から491まで、494、496、字水堀原497、498、502の1、503から505まで、503の1、508の1、508の2、509の1、509の2、510から515まで、517から519まで、517の1、518の1、519の1、520の1、522の1、523の1、532の1、534の1、537から539まで、542から544まで、546、547、549、550の1、550の2、551、553から556まで、558、560から566まで、568、569、570の1、570の2、572、573の1、573の2、574の1、574の2、575から579まで、580の1、580の2、582の1、582の2、583から586まで、588、590、591、593、595、596、599の1、601の1、601の2、602、604の1、604の2、608の1、609の1、609の2、610、612、613の1、614の1、615の1、617の1、619の1から619の3まで、字堂倉道689の2、690の1、691の1、692から694まで、695の2、696の2、697、698の1、703の5、705の1、708の1、709の1、710、711、713、714の1、715の1、715の3、716の1、717の1、718から722まで、字堂倉山723の1から723の3まで、723の5から723の13まで、723の15、723の17、723の19、723の21、京岡字清水山680、681の1、681の2、字水堀山682の1から682の3まで、683から685まで、686の甲、686の乙、687から695まで、696の1、696の2、714から716まで、732から749まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）